

# 一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会

## 賛助会員規則

### (目的)

第1条 この規則は、当法人の定款第6条第3号に基づき、賛助会員に関する事項について定める。

### (賛助会員の定義)

第2条 賛助会員とは、当法人の事業の趣旨に賛同し、援助する個人若しくは法人または法人格のない団体とする。

### (入会)

第3条 賛助会員となるには、理事長宛に別紙様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 特段の事情があるときは、理事会は、その決議により、賛助会員の年会費を減額することができる。

### (賛助会員の便益)

第4条 賛助会員は次の便益を受けることができる。

- (1) 展示などの優先配置ができる。
- (2) ランチョンセミナーなど付帯セミナーの開催・協賛の優先申し込みができる。

### (賛助会員の義務)

第5条 賛助会員は次の義務を負う。

- (1) 当法人の定款に定める会費を納めなければならない。
- (2) 当法人の理事会及び評議員会の議決を遵守しなければならない。
- (3) 住所、氏名、配送物送付先に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
- (4) その他当法人の定款及び規則等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

(令和3年11月8日理事会承認)